

# Uターンは突然に

広報誌連続ドラマ

今月の「Uターンは突然に」では空き家バンク登録についてわかりやすく紹介しています。空き家をお持ちの方はぜひ参考にしてください！

## 第三話 「続・空き家バンク登録」

前回相談を受けた「えっちゃんの親戚の家」を空き家バンクに登録することになったモモちゃん。えっちゃんと待ち合わせ中――  
**えっちゃん**（以下エ）：モモちゃん、お待たせー。登録してもらいう家まで案内するわ。  
**モモちゃん**（以下モ）：うん、この間は申請書とか役場に送つてもうって、ありがとうございます。  
**エ**：鯛志が全部書いてくれたんさ。書類はそれで良かったかな？ 分からんところもあったもんで、空白もあつたやろ。

モ：こちうで調べられる情報もあるし、あれで大丈夫。今回は親戚の家を代理で登録してもらうで、委任状も書いてもらわなかんだけど。（申請書類については左頁を参照）

**エ**：大阪の甥っ子に手続き頼まれたもんではな。



登場人物紹介

パート2

## 空き家バンクの登録手順

住居として使える家を売りたい方・貸したい方は、ご相談ください



※現地調査から登録完了まで  
1~3ヶ月かかります。

## 空き家バンク登録・利用について 問い合わせ先

まちづくり推進課 若者定住係	電話 : 0599-66-1366
むすび目Co-working	電話 : 0599-77-4227



南伊勢町のHP  
「空き家バンク」



登録物件にて――

モ：じゃ、早速お家の調査と登録をさせてなー。役場の「空き家バンク」担当者も来てくれるてるもんで、2人で見させてもらうわ。  
**エ**：ご苦労さんやなく。お願ひします。  
**モ**：おじやましまーす！  
**鯛**：モモちゃん、いらっしゃいー。今日は家の写真、撮るんやんな？ 雨戸を開けていたよ。  
**モ**：鯛志くん、ありがとう。写真撮るのに明るい方がいいし、雨戸開けてもらえて助かるわ。家中を見させてなあ。たまに風を通しきてあるもんでも、空き家っていう感じはないな。  
**鯛**：ここのおじいさんが大工さんやつたもんで、ええ木を使つとるって聞いたよ。2年前まで、おばあさんが大事に住んじつたでなあ。

モ：なるほど、柱も立派やな。ええ家やと思つどこか修繕しやないん所とかはある？  
**鯛**：そいやなあ、雨漏りとかはないんやけど床がブワブワしとるところがあるなあ。トイレや風呂は、大阪のおじさんが盆や正月にきて泊まつていくで使えとるはずやよ。けど荷物が多いやろー？ こんなんでも登録できるの？  
**モ**：うん、荷物はそのままでも登録できるよ。でも、片付いたるほうが問い合わせも増えるし、成約にもつながりやすいで、登録するときに片付けや簡単な修繕に使える補助金もあるんさ。後で役場担当者から説明するわ。

**鯛**：その話、聞きたいー。少し片付けるだけで見た感じも違うよな。けど、ほんとに問い合わせとかくるのー？

**モ**：ううん？ 期待してしまったな（笑）

**鯛**：コロナのことで、問い合わせ増えとんやよー。セカンドハウスを探しとる人や南伊勢町内の人の利用希望もあるし。

**鯛**：了解！ 良い人が来てくれるといいなー。  
 登録内容の確認や仲介業者の選定があつて、2、3か月後にホームページに掲載されるよ。

第四話へつづく

## 空き家バンク登録申請に必要な書類について

申請書類は、基本的には4種類です。  
手続きは難しくありませんよ！

- ①「空き家バンク」登録申込書
- ②「空き家バンク」登録カード
- ③「空き家バンク」の利用に関する誓約書
- ④固定資産税名寄帳及び収税状況調査  
同意書



※相続人が複数いる場合には、空き家バンク物件登録確認書、親族などが代理で登録される場合は、委任状が必要です。

まちづくり推進課 若者定住係  
電話 : 0599-66-1366

(注)↑驚いているえっちゃんです

制作／むすび目 Co-working イラスト／水産農林課 植村